

令和4年度

指 定 管 理 者
監 査 報 告 書

八代市監査委員

八 市 監 第 2 8 9 号
令 和 5 年 3 月 2 0 日

八 代 市 長 中 村 博 生 様
八 代 市 議 会 議 長 成 松 由 紀 夫 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通
八代市監査委員 上 原 治
八代市監査委員 谷 川 登

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

なお、本指定管理者監査における指摘事項について措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知願います。

目 次

○社会福祉法人 八代市社会福祉事業団

1	監査の基準	3
2	監査の種類	3
3	監査の対象	3
4	監査の着眼点	3
5	監査の実施内容	4
6	監査の実施場所及び日程	4
7	指定管理の概要	4
8	監査の結果	6
9	意見・要望	8
	参考資料	9

○一般社団法人 八代弘済会

1	監査の基準	13
2	監査の種類	13
3	監査の対象	13
4	監査の着眼点	13
5	監査の実施内容	14
6	監査の実施場所及び日程	14
7	指定管理の概要	14
8	監査の結果	17
9	意見・要望	19
	参考資料	20

社会福祉法人
八代市社会福祉事業団

1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年3月17日監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査

3 監査の対象

(1) 団体の名称 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団（以下「八代市社会福祉事業団」という。）

(2) 主管課 障がい者支援課

4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、施設の運営管理が適切に行われているか、利用促進が図られているかなどを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

(1) 団体に関する事項

- ・ 協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 各種報告は協定どおりなされているか。
- ・ 協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ・ 管理に関する経費の請求、受領は協定どおりなされているか。
- ・ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- ・ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況、利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況）
- ・ 経費節減は図られているか。
- ・ 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・ 施設の管理に係る収支関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・ 経理規程等の諸規程は整備されているか。

(2) 主管課に関する事項

- ・ 施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ・ モニタリングのチェックは十分に行われているか。
- ・ 実査等を行っているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

令和元年度から令和3年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行。なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

(2) 監査の方法

上記(1)の事務を対象として、監査対象団体及び主管課から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、事務局長等からの説明を受け、関係諸帳簿と証拠書類との照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 対象団体の聴取・質疑

八代市役所本庁504会議室、207会議室及び監査委員事務局

(2) 実施日程

令和5年2月6日から令和5年2月24日まで

7 指定管理の概要

(1) 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設概要
八代市立希望の里たいよう (以下「希望の里たいよう」という。)	高下西町 1704 番地 鉄骨造平屋建て ・建物延面積 2,243.71 m ² 本体施設、買物カゴ洗浄センター、ポンプ室・倉庫、駐輪場、プロパン庫

(2) 対象団体の概要

令和4年4月1日現在

名 称	社会福祉法人 八代市社会福祉事業団					
設立年月日	昭和 52 年 3 月 31 日					
所 在 地	八代市高下西町 1704 番地					
役員・評議員・職員	理 事 長	中 村 博 生	副 理 事 長	1 名		
	理 事	5 名	監 事	2 名		
	評 議 員	9 名	職 員	42 名		

<p>設立の目的</p>	<p>八代市が設置する社会福祉施設の受託事業及び自主事業を実施し、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援を行い、八代市における社会福祉の増進に寄与すること。</p>
<p>主な事業</p>	<p>(1) 第1種社会福祉事業 ① 養護老人ホーム「保寿寮」(法人自主事業)</p> <p>(2) 第2種社会福祉事業 ① 障害児通所支援事業「児童発達支援センターのぞみ」(法人自主事業) 児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業 ② 障害福祉サービス事業「八代市希望の里たいよう」(指定管理事業) 就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、生活介護事業 ③ 障害福祉サービス事業「グループホームおおぞら荘」(法人自主事業) 共同生活援助事業 ④ 相談支援事業「相談支援事業所たいよう」(法人自主事業) 指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業</p> <p>(1) その他の事業 ① 八代圏域地域療育センター事業「児童発達支援センターのぞみ」(受託事業) ② 高齢者短期入所事業「保寿寮」(受託事業) ③ 会議室等提供業務(指定管理事業)</p>

(3) 指定管理の状況

ア 選定方法

八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定に基づく非公募による指定管理者の候補者の選定による。(※現指定期間の第4期)

イ 指定管理期間

平成20年6月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

	指定管理期間	指定管理者	選定方法
第1期	平成20年6月1日から平成23年3月31日まで(2年10月)	八代市社会福祉事業団	非公募
第2期	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで(5年)	八代市社会福祉事業団	非公募
第3期	平成28年4月1日から令和3年3月31日まで(5年)	八代市社会福祉事業団	非公募
第4期	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年)	八代市社会福祉事業団	非公募

ウ 指定管理料 なし

※ 利用料金制採用

8 監査の結果

希望の里たいようの指定管理事務について、概ね適正に行われていると認められたが、八代市社会福祉事業団にあっては施設の管理運営に関する業務において、主管課にあっては八代市社会福祉事業団に対する指定管理業務の指導面において、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じた場合には、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

(1) 団体に関する指摘事項

ア 協定書に定める管理業務について

協定書に定める管理業務について、以下のような不適正な取り扱いがあった。

- ① 協定書第4条の（管理業務）について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の条項を引用してあるが、法の条項と、協定書に記載した条項が一致していない。

＜法第5条＞

第13項 就労移行支援

第14項 就労継続支援

第15項 就労定着支援

＜協定書第4条＞

法第5条第14項に規定する就労移行支援に関する業務

法第5条第15項に規定する就労継続支援に関する業務

- ② 協定書第4条（管理業務）に、指定管理業務として委任する「法第5条第7項に規定する生活介護に関する業務」の記載が漏れている。

協定は、指定管理者である団体と八代市との間で、仕様書等に示した内容に沿って、双方が協議して締結するものであり、管理運営業務に関する記載内容は、指定管理者事業計画の内容を基に業務の詳細な内容を記載することとなっている。法改正等への対応も含め、記載内容を十分に確認し、協定を締結するようにしていただきたい。

(2) 主管課に関する指摘事項

ア 協定書について

協定書に記載された内容について、以下のような不適正な取り扱いがあった。

- ① 協定書第4条の（管理業務）について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の条項を引用してあるが、法の条項と、協定書に記載した条項が一致していない。

<法第5条>

第13項 就労移行支援

第14項 就労継続支援

第15項 就労定着支援

<協定書第4条>

法第5条第14項に規定する就労移行支援に関する業務

法第5条第15項に規定する就労継続支援に関する業務

- ② 協定書第4条（管理業務）に、指定管理業務として委任する「法第5条第7項に規定する生活介護に関する業務」の記載が漏れている。
- ③ 協定書第7条で、管理業務の第三者への委託等を行う場合は事前に協議し市が承諾することを規定しているが、指定管理の開始日である4月1日付けで業務委託承認申請書等の提出を受け、同日承認しており、委託先役員に暴力団等関係者がいないかの確認をしていない。

法に基づく業務の一部が協定書に正確に記載されていない状況となっているため、協定内容の変更を行っていただきたい。

また、指定管理者との協定締結前に、協定の文言が法改正等に対応しているのか確認するとともに、再委託先の業者が暴力団排除の規定に沿っているか確認し、指定管理施設が法令等に基づき適正に管理されるよう留意していただきたい。

イ 事業計画書等の提出について

協定書において、翌年度の事業計画書（第12条）、毎月の業務報告（第13条）及び毎事業年度終了後の事業報告（第14条）を提出するよう規定してあるが、指定管理者としての提出ではなく、本来不要である八代市社会福祉事業団が実施する他の業務（保寿寮の管理運営の状況、児童発達支援センターのぞみの管理運営の状況等）を含む、八代市社会福祉事業団全体の事業計画書、業務報告、事業報告が提出されている。また、指定管理業務として報告が必要な会議室等の利用料金の収入の実績が記載されていない。

今後は、事業計画書等の提出を求める目的及び報告内容を整理し、本市の「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング・評価に関するマニュアル」に基づいて、指定管理者に対する助言・指導など適正なモニタリングを行っていただきたい。

9 意見・要望

八代市立希望の里たいようの指定管理者については、第4期（令和3年4月1日～令和8年3月31日）の5年間について、非公募により、八代市社会福祉事業団が選定されているところである。

当該指定管理施設は、常時介護を要する利用者への食事、入浴、排せつ等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他、身体機能又は生活能力維持向上のための支援、又は通常の事業所に雇用されることが困難な利用者への就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い自立した日常生活または社会生活ができるよう支援することを目的として平成20年に開館し、当初から指定管理者制度を導入し、八代市社会福祉事業団を指定管理者として、施設の管理運営、生活介護事業等が行われてきたところである。

指定管理者制度における管理及び運営に関する業務においては、協定書に記載した管理業務について、法の条項との不整合が見受けられたほか、事業計画書の提出の遅れ、業務報告書や事業報告書の報告期限の遅延など、協定書に基づかない事例が一部に見られた。

八代市社会福祉事業団においては、利用者の要望把握、人材育成の促進に努め、指定管理制度の目的達成のために、協定遵守について徹底を図っていただきたい。

また、主管課においては、指定管理者制度のメリットが十分発揮され、今後も持続可能な障害福祉サービスの提供が可能となるよう、八代市社会福祉事業団と緊密な連携を図り、適時適切な指導、助言を行っていただきたい。

【施設利用者数及び収入の状況】

(単位:円、件)

区分	利用状況	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会議室	収入額	111,010	66,905	23,500
	利用件数	195	105	55
コミュニティーホール	収入額	61,400	73,315	79,790
	利用件数	95	86	60

【収支の状況】

(単位:円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入額	就労支援事業収入	35,093,884	38,393,268	37,434,536
	障害福祉サービス事業 収入	107,133,720	103,264,360	108,140,954
	利用料金 (条例別表2)	172,410	140,220	103,290
	その他(寄附金・利息他)	416,144	849,664	263,993
	収入合計	142,816,158	142,647,512	145,942,773
支出額	人件費	82,132,520	81,976,791	86,296,252
	事業費(水道光熱費・燃料費他)	8,274,895	7,108,639	8,138,713
	事務費(業務委託費・保守料・ 修繕費他)	7,851,872	7,280,933	7,919,809
	就労支援事業費	34,632,869	37,614,165	36,126,621
	その他経費(固定資産取得・ 積立資産・繰入金)	21,983,059	11,978,656	4,624,020
支出合計	154,875,215	145,959,184	143,105,415	
差引収支額		△ 12,059,057	△ 3,311,672	2,837,358

一般社団法人 八代弘済会

1 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年3月17日監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく指定管理者監査

3 監査の対象

- (1) 団体の名称 一般社団法人 八代弘済会 （以下「八代弘済会」という。）
- (2) 主管課 商工・港湾振興課

4 監査の着眼点

監査においては、八代市監査基準に従い、施設の運営管理が適切に行われているか、利用促進が図られているかなどを主眼とし、次の事項を着眼点として実施した。

(1) 団体に関する事項

- ・協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・各種報告は協定どおりなされているか。
- ・協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ・管理に関する経費の請求、受領は協定どおりなされているか。
- ・事業報告書の提出は期限内になされているか。
- ・事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況、利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況）
- ・経費節減は図られているか。
- ・利用促進のための努力はなされているか。
- ・施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・事施設の管理に係る収支関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・経理規程等の諸規程は整備されているか。

(2) 主管課に関する事項

- ・施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ・モニタリングのチェックは十分に行われているか。

- ・実査等を行っているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

令和元年度から令和3年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行。なお、必要に応じて他年度の執行分も対象とした。

(2) 監査の方法

上記(1)の事務を対象として、監査対象団体及び主管課から提出された事務事業の執行状況の資料及び関係書類について、統括部長等からの説明を受け、関係諸帳簿と証拠書類との照合による審査を行うとともに、関係職員から聴取・質疑を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 対象団体の聴取・質疑

八代市役所本庁504会議室、207会議室及び監査委員事務局

(2) 実施日程

令和5年2月6日から令和5年2月24日まで

7 指定管理の概要

(1) 指定管理施設の概要

施設名	所在地及び施設概要
やっしろハーモニーホール (以下「ハーモニーホール」という。)	新町5番20号 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階 敷地面積 16,602.39㎡ 建築面積 3,809.769㎡ 延床面積 6,101,475㎡ 1階 多目的ホール、情報コーナー、喫茶コーナー、楽屋、事務室 2階 市民ホール、練習室、スタジオ、録音調整室 3階 大会議室A・B、中会議室、研修室、第1・2・3小会議室、和室
八代市働く婦人の家 (以下「働く婦人の家」という。)	清水町2番94号 鉄筋コンクリート造2階建 建築面積 709.79㎡ 1階 講習室、講習室2、和室、託児室、事務室、相談室・ロビー(図書コーナー) 2階 体育室、調理実習室

(2) 対象団体の概要

令和4年4月1日現在

名 称	一般社団法人 八代弘済会
設立年月日	昭和47年7月17日
所在地	八代市本町一丁目10番35号
役員・従業員	理事長 村山 忍 理事 6名 監事 2名 職員 110名（パート職員等を含む）
設立の目的	定年退職者等の高齢者、企業倒産等に伴う離職者、寡婦等を主体に八代市その他個人及び法人からの事務及び事業の受託その他の事業活動を行うことにより、八代市及び地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。
主な事業	《指定管理事業》 八代市働く婦人の家管理運営、やつしろハーモニーホール管理運営、日奈久温泉施設管理運営 《指定管理事業以外》 清掃事業（八代市本庁舎・環境センター・総合体育館・水処理センター・富田物流）各種事業（文化財整理事務補助・衛生処理センター運転管理・八代市斎場運転管理・東陽斎場運転・各水道施設管理・博物館コントロール）売店事業（市役所売店）

(3) 指定管理の状況

ア 選定方法

八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づく公募による指定管理者の候補者の選定による。

イ 指定管理期間

(ア) ハーモニーホール

平成19年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

	指定管理期間	指定管理者	選定方法
第1期	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで (3年)	株式会社 イデオ	公募
第2期	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで (5年)	株式会社 イズミテクノ	公募
第3期	平成27年4月1日から令和2年3月31日まで (5年)	株式会社 イズミテクノ	公募
第4期	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで (5年)	一般社団法人 八代弘済会	公募

(イ) 働く婦人の家

平成21年4月1日から指定管理者制度を導入し、次の指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。

指定管理期間		指定管理者	選定方法
第1期	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで (3年)	一般社団法人 八代弘済会	公募
第2期	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで (3年)	一般社団法人 八代弘済会	公募
第3期	平成27年4月1日から令和2年3月31日まで (5年)	一般社団法人 八代弘済会	公募
第4期	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで (4年)	一般社団法人 八代弘済会	公募

ウ 指定管理料

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ハーモニーホール	24,650,148円 (指定管理対象外)	23,900,000円	23,850,000円
働く婦人の家	16,450,926円	16,451,000円	16,451,000円

8 監査の結果

ハーモニーホール及び働く婦人の家の指定管理事務について、概ね適正に行われていると認められたが、八代弘済会にあっては施設の管理運営に関する業務において、主管課にあっては八代弘済会に対する指定管理業務の指導面において、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

指摘事項について、措置を講じた場合には、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、口頭で改善の要望を行ったので記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

(1) 団体に関する指摘事項

◆ ハーモニーホール

令和2年4月1日に承認された昇降機設備点検及び自動ドア点検の管理業務委託について、委託先の変更があったにもかかわらず、市への承認申請が行われていなかった。

管理業務の委託については、管理運営に関する協定書第8条第1項に、あらかじめ市の承認を得ることとなっている。

承認を受けた内容に変更が生じる場合も、あらかじめ市の承認を得るようにしていただきたい。

◆ 働く婦人の家

ア 休館日及び開館時間の変更承認手続について

設置条例、指定管理者募集要項、管理業務仕様書及び協定書では、土曜日は休館日となっていたが、実際は第1、3土曜日の午前中は開館してあった。

協定書第5条では、休館日及び開館時間を変更しようとするときは、30日前までに市長の承認を得ることとなっているが、変更承認の手続が行われていなかった。

休館日について、条例等と異なる運用を行う場合は、市長の承認を得るようにしていただきたい。

イ 協定書の遵守について

協定書に定められている事務手続について、次のとおり不適正な取扱いがあった。

① 協定書第30条において、指定管理者は自主事業を実施しようとするときは、実施承認申請書により事前に市へ申請し、承認を得ることとされているが、承認申請の手続が行われていなかった。

② 協定書第33条において、指定管理者は定款、事務所の所在地、代表者その他重要事項の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならないと定めてあるが、令和2年4月に役員の変更が行われた際の届出が行われていなかった。

- ③ 協定書第34条において、指定管理者は管理業務に必要な規則及び非常時の体制を整備し、これを書面にして市に届け出なければならないと定めてあるが、届出が行われていなかった。

指定管理者の指定の法令上の位置づけは、契約とは異なり「指定」という行政処分であるが、協定書は行政処分の附款とされており履行義務が生じるため、協定等に基づき適切に義務を履行していただきたい。

(2) 主管課に関する指摘事項

ア 公募の申請期間について

指定申請書の提出期間が令和元年9月26日から10月16日までの21日間となっていた。

「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」では、「申請期間は少なくとも1か月程度は確保するものとする。」とされている。

申請期間が短いことは新規参入を希望する事業者にとっては、不利な条件となる恐れがある。

公平・公正な指定管理者の選定手続を確保する観点から、ガイドラインに基づき十分な申請期間を設定するようにしていただきたい。

イ 役員等変更後の資格確認について

指定の申請時に、申請団体の役員等について、暴力団等関係者に該当しないかどうか八代警察署に対し照会が行われていた。しかし、令和2年4月に指定管理者の役員変更があった際には、指定管理者から新役員名簿の提出がなかったため、八代警察署への照会が行われていなかった。

ガイドラインによると、指定管理者として既に業務を開始している場合であっても、協定に基づき提出された役員等の名簿については同様に照会手続きの対象となるので、役員の変更があった場合は、指定管理者に新役員の名簿の提出を求め、暴力団等関係者に該当しないかどうか八代警察署へ照会を行うようにしていただきたい。

9 意見・要望

ハーモニーホールは、市民の文化の向上と社会参加の促進を目的として、平成12年に開館し、平成19年から指定管理者制度を導入、令和2年度から公募により選定された八代弘済会を指定管理者として施設の管理運営を行っている。

また、働く婦人の家は、勤労女性、勤労者家庭の女性及び勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的として、昭和57年に開館し、平成21年から指定管理者制度を導入、公募により選定された八代弘済会を指定管理者として施設の管理運営が行われてきたところである。

八代弘済会は、元々、施設管理や清掃業務を行っており、ハーモニーホールの管理運営においては、これまで外注、委託で行われていた清掃業務、植栽管理、消防用設備保守点検等を自社施工し、建築物環境衛生管理技術者の選任においても、職員で資格を持つ者を施設に配置するなどして、企業の強みを活かした管理運営により経費削減を実現している。

また、ハーモニーホール1階の喫茶コーナーにおいては、メニューの刷新や、持ち帰り用の弁当や総菜を販売するなどして、売り上げが伸びている状況である。

一方で、指定管理制度における管理及び運営に関する業務において、休館日や管理業務委託先の変更、自主事業の実施について事前に市の承認を得ていないもの、役員変更届が未提出のものなど、条例や協定書等に基づかない事例が一部に見られた。

指定管理業務については、指定管理制度の目的達成のために、関係条例、協定書等に必要事項が規定されている。適正な管理運営となるよう協定書等の遵守について徹底を図っていただきたい。

施設の利用状況をみると、2施設とも令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による臨時休館や感染拡大の影響により、利用者数の大幅な減少が見られたが、その後は徐々に回復傾向が見られる。

八代弘済会においては、今後も適正な施設の管理を行うとともに、利用者のニーズを把握し事業内容の検討を行うなど、更なる利用者サービスの向上に努めていただきたい。

また、主管課においては、指定管理制度のメリットが十分発揮されるように、八代弘済会と緊密な連携を図り、適時適切な指導、助言、監督を行っていただきたい。

【施設利用状況及び利用料収入の状況】

ハーモニーホール

	令和2年度					令和3年度				
	使用数 (件)	利用者数 (人)	使用料(円)			使用数 (件)	利用者数 (人)	使用料(円)		
			施設利用料	付属設備料	合計			施設利用料	付属設備料	合計
市民ホール	89	10,395	1,073,420	2,431,730	3,505,150	161	17,943	2,412,420	5,026,275	7,438,695
市民ホール (舞台のみ)	(上記含)		321,200	555,405	876,605	(上記含)		572,000	777,065	1,349,065
楽屋1・2・3・4	0		0	0	0	0		0	0	0
練習室	305	4,731	1,438,360	386,550	1,824,910	459	7,128	2,400,700	554,415	2,955,115
スタジオ	83	207	127,860	70,290	198,150	87	236	124,500	67,570	192,070
大会議室A	228	8,377	919,820	513,520	1,433,340	358	15,272	1,406,680	958,580	2,365,260
大会議室B	187	7,176	883,400	312,910	1,196,310	308	13,628	1,460,380	641,740	2,102,120
中会議室	277	5,283	974,440	345,075	1,319,515	377	8,496	1,348,040	539,390	1,887,430
第1小会議室	239	1,766	1,259,720	711,690	1,971,410	324	2,363	1,263,280	447,600	1,710,880
第2小会議室	202	1,813	816,140	90,705	906,845	240	2,347	1,214,220	169,925	1,384,145
第3小会議室	300	3,166	738,360	106,085	844,445	385	4,443	906,700	174,215	1,080,915
和室	145	1,528	1,047,780	162,770	1,210,550	145	1,688	1,385,480	225,500	1,610,980
研修室	228	4,956	817,440	146,570	964,010	276	4,726	645,320	139,285	784,605
多目的ホール	272	16,415	3,977,100	2,379,600	6,356,700	351	26,534	5,165,780	3,141,985	8,307,765
多目的広場	33	3,566	245,340	2,110	247,450	122	7,671	596,820	250	597,070
合計	2,588	69,379	14,640,380	8,215,010	22,855,390	3,593	112,475	20,902,320	12,863,795	33,766,115

働く婦人の家

	令和元年度						令和2年度						令和3年度					
	利用者数(人)						利用者数(人)						利用者数(人)					
	講座	クラブ	団体	個人	主催・共催	合計	講座	クラブ	団体	個人	主催・共催	合計	講座	クラブ	団体	個人	主催・共催	合計
勤労	3,680	1,974	0	295	818	6,767	2,791	1,389	0	89	199	4,468	3,685	1,380	0	98	221	5,384
家庭	7,697	2,547	0	428	2,024	12,696	5,726	1,590	0	106	409	7,831	6,378	1,731	0	149	393	8,651
男性	883	671	0	31	454	2,039	659	383	0	6	70	1,118	744	194	0	20	84	1,042
託児						37					30							0
合計	12,260	5,192	0	754	3,296	21,539	9,176	3,362	0	201	678	13,447	10,807	3,305	0	267	698	15,077

部屋名	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	利用者数(人)	使用料(円)	利用者数(人)	使用料(円)	利用者数(人)	使用料(円)
体育室	7,563	123,340	5,333	85,440	5,968	96,200
講習室1	4,646	81,550	3,067	60,520	3,821	68,220
講習室2	1,822	54,970	833	17,280	798	20,580
和室	1,285	77,480	1,158	58,020	1,342	54,780
調理室	1,736	20,580	1,540	17,510	1,890	9,510
館外活動	2,573		160		83	
相談室・ロビー	643		93		74	
宮嶋財団	415		326		548	
全館	161		578		553	
外部体育館	658		329		0	
託児室	37		30		0	
合計	21,539	357,920	13,447	238,770	15,077	249,290
受講料		6,261,400		4,160,650		5,202,300
合計 (使用料・受講料)		6,619,320		4,399,420		5,451,590

【収支の状況】

(単位：人、円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
やつしろ （桜十字ホールやつしろ） ハーモニーホール	収入額	利用料（貸館売上）	23,018,928	33,766,115	
		指定管理料	23,900,000	23,850,000	
		雑収入	763,344	907,089	
		自主事業売上	6,868,670	9,873,514	
		喫茶コーナー売上	5,291,018	7,821,830	
		補填金	8,088,980	705,000	
		収入合計	0	67,930,940	76,923,548
	支出額	施設管理諸費（警備委託費・衛生管理費等）		8,200,240	9,120,250
		人件費		29,776,851	30,935,744
		通信運搬費		830,722	685,758
		消耗品費		3,410,333	1,186,267
		使用料及び賃借料	施設賠償保険 年間 126,630円×2年 2年度は4月計上 3年度は3月計上 ↓ 差額8,500円は 喫茶食中毒共済保険	675,160	612,240
		保険料		261,760	0
		修繕費		33,000	121,810
		租税公課		2,952,136	3,910,523
		旅費交通費		20,860	0
		光熱水費（水道光熱費・燃料費）		10,545,855	11,385,545
		燃料費		32,590	4,403
		その他		548,775	293,934
		喫茶コーナー経費		3,161,185	3,512,589
自主事業経費（広告費含）			7,943,763	11,139,530	
本社管理費		4,020,000	4,000,000		
	支出合計	0	72,413,230	76,908,593	
	差引収支額	0	△ 4,482,290	14,955	

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
八代市 働く 婦人の家	収入額	指定管理料	16,450,926	16,451,000	16,451,000
		貸館収入	345,020	225,870	249,290
		自主事業収入	5,847,000	3,754,250	5,202,300
		雑収入	167,847	93,297	115,646
			収入合計	22,810,793	20,524,417
	支出額	講師報償費	5,256,960	4,488,000	5,110,600
		人件費	11,748,537	11,726,134	10,045,194
		消耗品費	247,827	260,954	221,708
		器具備品費	73,744	48,070	65,704
		修繕費	114,590	96,880	26,015
		旅費交通費	242,991	21,157	11,627
		通信運搬費	161,696	171,531	148,970
		光熱水料費（水道光熱費・燃料費）	999,045	880,620	908,840
		本社管理費	300,000	420,000	420,000
		施設管理諸費（警備委託費・衛生管理費等）	418,908	420,828	420,828
		賃借料（リース料）	337,586	360,840	360,840
		交際費	35,756	39,080	46,380
		雑費	208,354	149,822	159,637
		租税公課	1,297,200	1,235,148	1,321,559
			支出合計	21,443,194	20,319,064
	差引収支額	1,367,599	205,353	2,750,334	